

第六管区海上保安本部公示第23号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和7年6月11日

第六管区海上保安本部長

小野 雄介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 愛媛県中予地方局

住 所 愛媛県松山市北持田町132

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 郡中港（付図のとおり）

期 間 令和7年8月4日から

令和7年9月19日までのうち20日間

3 水路測量の実施方法

干潮時に測量区域内において標尺を立て、陸上部にある固定点との間を水準測量により高低差の測定を行う。位置については、陸上部にある複数の基準点からトランシットにより標尺の位置を測定し、決定する。

